

平成20年度

# 町・県民税申告受付日程表

平成20年度町県民税の申告受付は下記のとおり公民館・集会所で行います。

自治会名	受付日	受付時間
外間高層	2月12日(火)	午前9時～午前11時 会場：外間公民館
伊覇	2月12日(火)	午前9時～午前11時
友寄	2月13日(水)	午前9時～午前11時
高良	2月13日(水)	午前9時～午前11時
志多伯	2月14日(木)	午前9時～午前11時
当銘	2月14日(木)	午前9時～午前11時
世名城	2月15日(金)	午前9時～午前11時
上田原	2月18日(月)	午前9時～午前11時
外間団地 第一団地 白川ハイツ	2月18日(月)	午前9時～午前11時 会場：白川ハイツ集会所
小城	2月19日(火)	午前9時～午前11時
屋宜原 屋宜原団地 県営屋宜原団地	2月19日(火)	午前9時～午前11時 会場：屋宜原公民館
東風平	2月20日(水)	午前9時～午後3時
大倉ハイツ 東ハイツ	2月21日(木)	午前9時～午前11時 会場：大倉ハイツ集会所
宜次	2月21日(木)	午前9時～午前11時
富盛	2月22日(金)	午前9時～午後3時
具志頭	2月12日(火)	午後2時～午後4時
新城	2月13日(水)	午後2時～午後4時
後原	2月14日(木)	午後2時～午後4時
大県営大頓団地	2月15日(金)	午後2時～午後4時 会場：大頓公民館
安里	2月18日(月)	午後2時～午後4時
与座	2月19日(火)	午後2時～午後4時
仲座	2月20日(水)	午後2時～午後4時
港川	2月21日(木)	午後2時～午後4時
長毛 県営長毛団地	2月22日(金)	午後2時～午後4時 会場：長毛公民館
玻名城	2月23日(土)	午後2時～午後4時

※本庁舎（税務課）での受付 H20. 2 / 25(月)～3 / 17(月)

※東風平支所での受付 H20. 3 / 4(火)～3 / 6(木)  
午前9時～12時 午後1時～午後4時

※確定申告の受付（本庁舎） H20. 2 / 25(月)～3 / 17(月)

町県民税の申告が3月17日までに間に合わなかった方については、4 / 7(月)～4 / 11(金)までの受付となりますので期限内に申告をして下さいますようお願いいたします。

●お問い合わせ先 八重瀬町役場 税務課 ☎ 098-998-9593

### 住民税の住宅借入金等特別税額控除について

平成19年分の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）額が発生した場合、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

\*但し、毎年申告が必要です。平成20年1月1日現在お住まいの市町村にて申告して下さい。

対象者：平成11年1月1日～平成18年12月31日までの間に入居した方

必要な物：源泉徴収票・認め印（確定申告を行う場合は確定申告書提出時に行います）

申告期限：平成20年3月17日（月）

### 障害者控除について

65歳以上の方で介護保険要介護認定を受けており、八重瀬町社会福祉課へ障害者控除対象者の認定申請をして、認定証の交付を受けられた方は、障害者控除が適用されます。

\*障害者控除を受けようとする方は、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定証等を持参して下さい。

お問い合わせ先 八重瀬町役場 税務課 TEL098-998-9593

## 那覇税務署からのお知らせ

### 1. 那覇税務署・北那覇税務署の「確定申告会場」のお知らせ！

那覇税務署・北那覇税務署の「確定申告会場」は、「浦添市産業振興センター・結の街」（浦添市勢理客4-13-1 国立劇場おきなわ向い）です。

設置期間：平成20年2月18日（月）～3月17日（月）

※那覇税務署・北那覇税務署内には、「確定申告会場」を設置しておりませんのでご注意ください。

※昨年まで各市町で実施していた「確定申告説明会」については、今年度から実施しません。

### 2. 「広域還付申告センター」変更のお知らせ

従来、県庁1階県民ホールにて開設しておりました医療費控除等の還付申告者のための「広域還付申告センター」を次のとおり変更いたします。

期 間：平成20年2月1日（金）～2月15日（金）

時 間：午前9時～午後4時

場 所：那覇市天久905 琉球新報本社1階ギャラリー

問い合わせ先：那覇税務署個人課税第1部門 ☎867-3101 内線206・240・243

### 3. e-Tax（国税電子申告・納税システム）に関するお知らせ

e-Taxを利用すると、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットで国税に関する申告や申請、納税ができ、大変便利です。

また、e-Taxにより所得税の確定申告書を提出する際、本人の電子証明書等を併せて送信した場合に、所得税額から5千円（その年分の所得税額を限度）を控除（平成19年分又は平成20年分のいずれか1回）できるようになります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>